

## 当事者から出した文書と回答

### 1-1 2014. 7. 29 上鍛冶屋自治会長から岐阜県警察本部長宛 公開質問状

岐阜県の治安維持のために日夜、活動していただき有難うございます。

さて7月24日の朝日新聞朝刊に岐阜県警大垣警察署が(株)シーテックと交わした会話のやり取りが((株)シーテック作成の議事録)、掲載されました。

今回の記事は(株)シーテックが認め、(株)シーテックが知りえない人たちの名前が出ている以上、大垣署が否定しても大垣署と(株)シーテックの会談の議事録であることは間違いありません。

この新聞記事を受けて、7月26日に上鍛冶屋自治会の役員会を開催し、自治会として公開質問状を出すことになりました。特に2013年8月7日の議事録が問題になりました。

「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業が進まないことになりかねない。今後、情報をやり取りすることで平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」という記事です。

#### 質問

- ① (株)シーテックと大垣警察書が協議を開いた経緯と理由。
- ② 「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業が進まないことになりかねない。」とあります。風力発電事業が認可されていない、まして許認可権がない大垣警察署が風力発電事業について進まないことに懸念した発言。この真意は。
- ③ 大垣警察署は(株)シーテックの発電事業が進まないことに懸念を示し、「情報をやり取りすることで、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」とあります。風力発電事業が進むことがなぜ大垣市の平穏につながるのか。その理由。
- ④ 公務員の給与は税金で支払われています。警察官の情報収集にかかる費用も税金です。その為に公務員の立場は常に中立で、守秘義務があります。しかし今回の大垣警察署は風力発電事業を進める(株)シーテックを応援しています。その理由。
- ⑤ 風力発電の勉強会、あるいは上鍛冶屋の定期総会の後に大垣警察署は(株)シーテックと話し合いをしている。これは上鍛冶屋自治会活動(会長個人名で主催する勉強会も自治会で承認された活動)への干渉である。なぜ干渉する必要があるのか。その理由。

以上5項目について誠意ある回答をお願いします。

### 1-2 2014. 11. 19 岐阜県警察本部長から「公開質問状」に対する回答

平成26年7月30日付けで受理した「公開質問状」と題された文書に関し、ご提示の点も踏まえ、岐阜県警察として、本県に係る事実関係を慎重に確認したところ、大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行ってい

る警察業務の一環であると判断いたしました。  
以上をもって回答いたします。

## Ⅱ－1 2014. 7. 31 岐阜県警察本部長宛 「抗議・要求書」

2014年7月24日、朝日新聞名古屋本社版1面トップ記事で、岐阜県警(大垣警察署)が大垣市上石津町で風力発電事業を進めようとしている中部電力の子会社(シーテック)に対して、住民及び反対運動に結びつきそうな個人や法律事務所の名前を挙げて、「反対運動をさせない」方向で情報提供(「意見交換」)していることが報道されました。私たちは、その報道で名前が挙げられた個人・法律事務所です。

岐阜県警は、個人の氏名、経歴、病気などのプライバシー情報を収集した上で、シーテックに提供していました。犯罪とは関わりのない市民を監視していたのみならず、得た情報を、特定の私企業に対し、その事業に反対する運動をさせないという意図を露わにして提供したのです。「警察による住民運動潰し指南」ともいうべき一連の行為に憤りを禁じ得ません。

厳重に抗議します。

報道によれば、警察の側からシーテックに対して「風力発電について詳細を知りたい」と持ちかけており、シーテック側はこのような警察との「意見交換」を「事業に不可欠な情報収集活動」ととらえていたようです。

つまり、こうした警察と企業との不当な癒着は、日常的に反復・継続されており、今回報道によって表面化したのは氷山の一角に過ぎないと考えざるをえません。

地域住民が地域の環境問題に深い関心をもって学習会を積み重ねること、及び市民が社会的な問題について意思表示をし、活動すること、そしてそうした住民・市民と結びついて公益的な活動を担おうとする法律事務所のあり方は、日本国憲法で保障されるものであることは疑いなく、同12条前段の「不断の努力」の表れであり、推奨されることであっても有害視・危険視されることではありません。

今回明るみに出た岐阜県警(大垣警察署)の行為は、「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」(警察法2条2項)に明らかに违背します。日本国憲法下の警察が断じて行ってはならない行為です。

そこで、私たちは貴職に対し、以下のことを要求します。

### 記

#### 1. 上石津町に計画されているシーテックの風力発電事業に反対している上鍛冶屋地区

住民の活動への監視・敵視・干渉を即刻やめること。

シーテックとの「意見交換」は、今後一切行わないこと。

2. 今回報道された件に関する事実解明を徹底的に行い、当事者に全面的に公開すること。
3. 原因を究明し、類似事案の存否を調査し、再発防止の施策を明らかにすること。
4. 市民監視と市民運動敵視を即刻やめること。  
私企業に個人情報を提供することを即刻やめること。
5. 岐阜県警察本部長は、私たちに謝罪をすること。

以上

## II-2 2014.11.19 岐阜県警察本部長から「抗議・要求書」への回答

平成26年7月31日付けで受理した「抗議・要求書」と題された文書に関し、ご提示の点も踏まえ、岐阜県警察として、本県に係る事実関係を慎重に確認したところ、大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

以上をもって回答といたします。

## II-3 2014.11.26 岐阜県警からの「回答」についての共同コメント

1. 7月24日朝日新聞朝刊の報道を受け、私たち当事者は7月31日に、岐阜県警察本部長に宛てて「抗議・要求書」を出した（別添資料1参照）。

11月19日付で、県警察本部長から回答・連絡先である山田秀樹弁護士宛に、短い『「抗議・要求書」に対する回答』（別添資料2参照）が届いた。

8月31日の回答期限を無視し、10月2日の岐阜県議会での答弁はまさに「木で鼻を括る」類いであったが、とにもかくにも「回答」を出したことは、一定の評価する。

しかしながら、この短い「回答」で、岐阜県警は「大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました」としている。

2. この「回答」に関して、私たちは以下のように考える。

1) この「回答」は、7月24日朝日新聞朝刊で報道された大垣警察書員の行為及び（株）シーテックの”議事録”の内容が事実であることを包括的に認めている。

2) その上で、「大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断」したということは、① 上石津町に計画されているシーテックの風力発電事業に反対している上鍛冶屋地区住民の活動への監視・敵視・干渉、② 利益追求を旨とする私企業（ここでは具体的にはシーテック）への個人情報提供、③ 「平穏な大垣を維持する」なる名目による住民・市民監視と市民運動敵視 は「通常行っている警察業務の一環」として、今後も続けていくと宣言したものと受け止めざるをえない。

3) 明白な地方公務員法34条「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」違反を開き直り、警察法2条2項「その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公

平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」を真正面から否定するものである。到底認められない。強く抗議する。

3. ときあたかも憲法違反の悪法「特定秘密保護法」の施行直前。この悪法を所管する警察庁が「(軍機保護法・治安維持法を所管した) 特高警察になる」と各方面から指摘されているこのとき、岐阜県警(警備・公安部門)が、「不偏不党且つ公平中正」をかなぐり捨てて「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉」を行った事実は、厳しく問い糾さねばならない。今回の「回答」では、「公共の安全と秩序」の中味を警察の判断次第としている。これを許すなら、秘密保護法とあいまって警察による「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉」「権限濫用」の暴走に歯止めがなくなってしまうのではないか。私たちは深い憤りと憂慮を覚える。

警察権力が、日本国憲法が保障する思想・良心の自由をこうした形で蹂躪しようとすることを見過ごすことはできない。私たちは日本社会全体と次世代に対する責任を果たすためにも、国家賠償請求訴訟の提起も含めて、断固として闘っていく所存である。

#### <参照>

1) 警察法 第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

2) 地方公務員法 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### Ⅲ-1 2014.11.10 警察法79条に基づく岐阜県公安委員会宛「苦情申立書」

【 申立人の表示 】(略)

【 申立ての趣旨 】

岐阜県公安委員会は、申立人らに対し、

- 1 岐阜県警(大垣警察)が、各申立人に関し、どのような情報を収集したのか、あるいは、収集した情報のうちどのような情報をシーテック社やそれ以外の民間企業等に対して開示したのかを調査の上、回答すること
- 2 市民活動に対する情報収集活動、私企業に対する市民の情報を提供していた警察職員を明らかにした上、当該職員に対する処分結果についても開示し、公安委員会として誠意ある処理結果を示すこと

を求める。

【 申立ての理由 】

第1 苦情申出の原因となった警察職員の職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様（わかれば当該職員の所属、氏名）

2014年7月24日付け朝日新聞朝刊は、岐阜県警（大垣警察署）（以下、警察という）が、大垣市上石津町に計画されている風力発電事業に反対する市民運動に関わる人物らの個人情報及びプライバシー情報等を調査し、事業主体である中部電力の子会社（シーテック社）と「意見交換」を行い、収集した情報を同社に対し故意に漏えいしていたことを、シーテック社の作成した議事録をもとに報じた。

新聞報道によれば、2013年8月7日付の議事録によると、中部電力岐阜支店から「大垣署が事業概要の情報を必要としている」と連絡があり、同グループ長らが大垣署を訪れ、「意見交換」が行われた。その場では、大垣署警備課から、

「三輪唯夫氏や松島勢至氏が風力発電に関わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか。」また、「松島、三輪両氏は、活発に自然破壊反対や希少動物保護の運動にも参画し、法律事務所の「ぎふコラボ」ともつながりを持っている。また、自然破壊につながることに敏感に反対する近藤ゆり子氏という人物が市内にいるが、ご存じか。60歳を過ぎているが、東京大学を中退しており、・・・」「松島氏がぎふコラボの後援会役員になった。」「三輪氏は、ぎふコラボの事務局長と強くつながっており、そこから全国に（運動が）広がっていくことを懸念している。現在、事務局長は病気のため入院中であるので、すぐに次の行動に移りにくいと考えられる。」

などと、民間企業のシーテックに対して警察が収集した情報を提供している。

警察は、反対運動の中心的人物らが、大垣市内在住の女性市民活動家、弁護士法人ぎふコラボないし同法人の事務局長（実際は元事務局長である）と連携して反対運動を展開することを懸念していることを、これら関係者の実名その他の学歴、政治活動歴、病歴等の個人情報等と共に漏らしたのである。マスコミは、「警察による個人情報の漏えい」として一斉に報道したが、以下で述べるように、個人情報の漏えいにとどまらない重大な問題を含んでいる。

第2 当該職務執行により受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容

1 本件で警察職員が犯した法規則

警察職員には、警察法2条2項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則6条「警察職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。」、同規則7条「警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。」を遵守すべき義務がある。

しかし、第1で述べた警察職員の執務は、上記法及び規則に真っ向から反するものであり許されない。以下、具体的に述べる。

## 2 市民運動に対する悪質な妨害行為である

風力発電事業に反対する上石津町住民らの運動は、同事業によって生ずる様々な問題を懸念するがための運動であって、憲法が保障する表現の自由、結社の自由及び幸福追求権の行使として高度に保障されるべきものである。その運動の態様も勉強会を開催したり、大垣市に対し陳情を行ったりするといったごく穏当なものであって、何ら反社会的な傾向はない。

しかるに、警察が漏らした情報には、個人の病歴、過去の政治的活動歴、弁護士に相談した事実など、通常の方法では入手できない詳細な経歴や私生活上の事実が含まれている。こうした入手困難な情報を有していたということは、警察が関係者の周辺を調査し、彼らの行状を監視していたことを窺わせる。しかも、警察は「意見交換」の場で、「平穏な大垣市を維持したい」、「全国に（運動が）広がっていくことを懸念している」とか、関係者らのことを「やっかいな人物」であるなど、あたかも市民運動を展開する関係者らが公共の秩序を乱す存在であるかのごとき言辞を用いて、彼らに対する敵意を示している。

市民運動にとって、警察権力から敵意を向けられ、監視・調査の対象とされること自体、重大な委縮効果を生じるものである。しかも警察は現に市民運動を抑圧する目的で調査及び情報漏えいを行っており、甚だしい人権侵害を行っている。これは、悪質な市民運動つぶしであり、このような行為を警察が行うことは断じて許されない。

## 3 警察と私企業との不正常な癒着である

新聞報道によると、警察は、シーテック社に対し「御社の事業も進まないことになりかねない」などと、反対運動の活発化を抑止することが同社の利益に適合することを強調して情報漏えいを行っている。「意見交換」を持ちかけたのは警察側とのことであり、「意見交換」の内容が記録された議事録には警察が積極的に情報を漏えいした様子がうかがえる。

つまり、警察は、シーテック社の風力発電事業を促進するために本件の情報漏えいを行ったのである。いやしくも公権力が、時間と人員と税金を費やして得た情報を、私企業の事業活動を助けるために売り渡すことなどは許されない。公権力が不当な肩入れをすることは、私企業との不正常な癒着の実態があることを強く疑わせるものである。

## 4 弁護士業務に対する妨害である

弁護士の守秘義務は、その業務にとって基本的かつ重要な要素であり、市民が安心して法律相談ができるための必須の前提である。弁護士は、法律相談の内容は当然ながら、誰が相談に訪れたかもみだりに漏らすことは許されない。

ところが警察は、反対運動の中心的人物が「風力発電事業に関して相談を行った気配がある」と、本来、守秘義務により秘匿されるべき情報を漏らした。このような情報を把握する警察は、弁護士法人ぎふコラボ及び所属する弁護士をも監視の対象とし、法律相談に訪れる市民が誰で相談の内容は何かを調査していたことが強く窺われる。しかも、警察は、同人物が弁護士法人の後援会役員になった事実を、反対運動の活発化を危惧しつつ漏らしており、同法人に対し市民運動に対するのと同質の敵意を向けていることが窺われる。さらに警察が情報を漏らした相手方は、当該相談者にとっては紛争の相手方であるシーテック社であって、相談の事実を知られた相談者の不利益

は重大である。

#### 5 違法なプライバシー侵害である

警察が、関係者の実名等の個人情報をもとに第三者に漏えいした行為は、当然ながら個人のプライバシーを侵害する違法がある。さらに警察が個人の病歴等の情報を漏らした行為は、地方公務員法34条1項の守秘義務に反し、岐阜県個人情報保護条例10条にも反するのであって、刑事罰による制裁が加えられるべき重大な違法行為である。かかる行為を繰り返し行った警察の責任は重大であり、「意見交換」を重ねることで情報漏えいを促したシーテック社の責任も看過できない。

#### 6 岐阜県警の態度

警察は、「治安維持のために必要な情報収集はしており、必要ならば企業と共有することもあり得る」旨のコメントを發した。まっとうな市民運動に対して敵意をもって監視し、その抑圧と一企業の便宜を図る目的で、不当な調査により得た情報を故意かつ違法に漏えいしたことに対する反省がみじんも感じられないコメントである。その開き直った態度には怒りを禁じえない。

### 第3 まとめ

本件は、警察による市民運動の悪質な弾圧であり、個人のプライバシーの侵害であり、弁護士業務の不当な妨害であって、警察法第2条2項、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則第6条、同規則第7条に真っ向から反するものとして、決して許されるものではない。

そこで、申立人らは、公安委員会に対し、申立ての趣旨記載のとおりの対応を求めるものである。

## Ⅲ-2 2014.12.5 苦情申出に対する回答

平成26年11月14日付けで受理しました苦情申出について、岐阜県警察本部長に対し、本事案に係る事実関係等の調査を指示しました。

岐阜県警察本部長の調査結果に基づき岐阜県公安委員会で検討した結果、大垣警察署員が(株)シーテック担当者と会っていたことは確認されましたが、これは、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

なお、報道において名前を挙げられたとされる方々から岐阜県警察本部長宛に提出された文書に対しても、既に、同様の趣旨の回答がなされているものと承知しております。

当公安委員会といたしましては、今後とも県警察に対する適正な管理に努めてまいりますので、警察活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

以上回答いたします。